

財務省告示第七十一号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平  
 成十七年四月二十日に発行する利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十七年四月十九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八
名称及び記	発行の根拠	振替法の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額	振替単位
利付国庫債券（二年）（第二百三十一回）	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四條第一項及び国債整理基金特別會計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額のうち、財政法第四條第一項の規定に基づき発行する利付国債に	千三百萬元、国債整理基金特別會計法第五條第一項の規定に基づき発行する利付国債に	七千四百九十九億八千	五万九千九百九十九億八千	振替法の規定による振替口座金の記載又は記録は、最低額との整数倍の金額によるものと

十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十九
払込期日	募集期間	払場所	元利支	償還金額	償還期限	第二期の利息	第二期の利息	募集の価格

平成十七年四月二十日  
 平成十七年四月二十日  
 平成十七年三月二十九日  
 平成十七年四月十四日まで  
 日本銀行額百円につき百円  
 額面金額百円につき百円  
 平成十九年四月二十日  
 利子を支払う。前六月間に属する  
 て、その日以、各支払期におい  
 を支払期とし、及び十月二十日  
 毎、年四月二十日及び十月二十日  
 後、第二期の利息  
 第二期の利息  
 利子率  
 年・パーセント  
 平成十七年四月二十九日  
 額面金額百円につき九十九円九  
 平成十七年四月二十日  
 額面金額百円につき九十九円九  
 する。

監印  
 〇二  
 〇一  
 〇二  
 〇一

次号及び第十四号において同じ。規定  
 その銀行休業日に支払うときは、下、  
 が金額を支払う。ただし、支払期  
 とし、次の算式により算出した  
 平成十七年四月二十日  
 年・パーセント  
 十  
 額面金額百円につき九十九円九